

手つなぐ親と子



令和5年6月発行 登別市教育委員会・学校教育グループ「子育てコラム」 No. 22

子どもの権利条約を知ろう!!

「子どもの権利条約」とは

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束した締約国・地域の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しています。

「子どもの権利条約」に定められている権利

子どもの権利条約では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が守られています。

条約に定められている権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。

《生きる権利》

子どもの命が守られ、健康かつ人間らしい生活を送ることができる権利です。

《育つ権利》

子どもが自分たちの持つ才能を伸ばし、心身共に健康に成長できる環境が整備され、保障される権利です。

《守られる権利》

子どもがあらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸福に生きられる権利です。

《参加する権利》

子どもの意思が尊重され、他人の権利を侵害しない範囲で自由に発言や活動ができる権利です。



「子どもの権利条約」4つの原則

条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。

4つの原則は、「こども基本法」(2023年4月施行)にも取り入れられています。

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子にとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性、意見、障がい、経済状況等どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利条約を学ぼう

「子どもの権利条約」は、子どもだけでなく、大人も学ぶことが大切です。

《子どもの成長に》

- ・自分が本来もっている権利を正しく理解することができます。
- ・自分だけでなく、他の人も同等の権利のあることを知り、正しく権利を使うことができるようになります。

《保護者に》

- ・保護者会などで話題にすることによって、我が子に対する接し方を考える機会にしたり、人権感覚を磨いたりすることができます。

《保護者の皆さんへ》

- ・すべての子どもたちは、大人と同じように人格を持った大切な存在です。
- ・虐待や危険な目にあうことなく、多くの大人が目を配り、子どもを守ることが大切です。
- ・また、子どもの意見や行動を頭から否定するのではなく、子どもの発達に応じて、じっくり話を聞き、子どもの意思を尊重することが大切です。